

松山家庭裁判所委員会議事概要（第5回）

1 日時

平成18年2月24日（金）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

伊藤峯雄，岡田円治，小武 元，武田秀治，田中 忠，沼田幸雄，東 俊一，日野諄二，平林茂代，別府恵子，堀 貴博，村地 勉，和食俊朗

(2) 事務担当者

黒坂事務局長，吉開首席家庭裁判所調査官，松本首席書記官，坂本次席家庭裁判所調査官，香川総務課長，山下総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 委員長あいさつ

(2) 委員長代理指名

■ 委員長代理として，別府恵子委員を指名する。

(4) 補導委託の現状と新規開拓について

●家庭裁判所の目的の一つは，非行をしてしまった少年を再び社会の一員として生活できるように更生させることだが，そのための保護処分として，保護観察による指導や少年院での教育という保護処分が用意されている。しかし，同じ保護処分でも，在宅のままの保護観察と施設収容する少年院ではその内容にかなりの開きがあるため，すぐには家庭裁判所の結論が出せない場合も少なくない。そのため，最終処分を留保しての中間処分として，試験観察という制度が準備されている。

この試験観察は，それまで住んでいた家庭に在宅のままで行うことが多いが，家庭や地域の環境，少年の抱える問題によっては家庭で指導することができなかつたり，適当でない場合がある。親の愛情やしつけを十分に受けられなかつたり，地域

の不良仲間から抜けられないために、なかなか立ち直れない少年は、そのままの状態でも家庭に戻しても更生は困難であるし、また、自分に自信がなかったり、共感性に乏しい少年には、それまでの生活では得られなかった経験をさせて更生の端緒を与えることが必要である。そこで、そのような少年を、試験観察の期間、それまでの家庭環境から離して、家庭裁判所が認定した民間のボランティアに預かってもらったり、指導を受けさせる制度が補導委託である。

補導委託の第一の種類は、身柄付補導委託というもので、少年を受託者とその家族に預けて、一定期間生活を共にしながら、生活指導や職業指導を行ってもらうものである。更生保護施設等の団体をお願いすることもある。

松山家裁では後で説明する実施例の少なさから、紹介できるような事例が見当たらないが、他の家庭裁判所のケースでは、家庭環境が悪く、親からも見放され、どこにも行き場のなかった少年が、委託先に定着し、現在では自らが委託少年の世話をするまでに更生した、との話を聞いたことがある。

補導委託の第二の種類は、社会奉仕型短期補導委託というもので、これは、施設に短期間の補導を委託し、その間に少年に社会奉仕活動を行わせるものである。少年が奉仕活動を通じて、自己の存在感を高めるとともに、人間に対する愛情と信頼をはぐくみ、社会の一員としての自覚を高めさせることを目的としている。この場合は通所という形で昼間だけ指導をお願いすることになる。

具体的には、特別養護老人ホームなどで、大きなハンディを背負った人が懸命に生きている姿にふれさせ、そのような人を援助することや、自らの奉仕活動を感謝されることで、相手の立場に立って行動するきっかけを与え、自尊心や自己イメージを高める効果がある。実際に参加した少年の感想文などには、こうしたこれまでの生活では得られなかった新鮮な感想がつつられている。

松山家裁における補導委託制度の実施状況は、いずれも概数であるが、平成15年は身柄付補導委託が2人、短期補導委託が3人、平成16年は身柄付補導委託が2人、短期補導委託はなし、平成17年は身柄付補導委託が1人、短期補導委託は

なし，ということになっている。

高松高裁管内の4つの家庭裁判所で比較してみると，松山家裁が最も実施が少ないが，その原因としては，使える委託先の数に差があることが考えられる。すなわち，高松家裁，高知家裁は香川県内の委託先と高知県内の委託先を相互に利用していたり，高松家裁と徳島家裁は四国外の施設を利用しやすい地理的な有利さがある一方で，松山家裁が依頼できる委託先は，愛媛県外の1か所のみとなっている。したがって，人数の問題もさることながら，少年の性格に合わせて職種を選んだり，交友関係から地域を選んだりといった選択が全くできない状態である。

新規の補導委託先の開拓については，愛媛少年友の会をはじめ保護関係機関などに心当たりの紹介をお願いしており，平成17年にも2か所の情報提供があったが，様々な事情により，いずれも委託先として登録できなかった。

広く募集広告を出すという意見もありえるところだが，自薦では不純な動機で申し込んでくるかもしれないとの疑念があり，踏み切れないでいる。身柄付補導委託は家庭裁判所が一定の場所に住むことを強制するものであり，万一にも預けられた少年が委託先から被害を受けるようなことはあってはならない。

身柄付補導委託は個人の熱意に依存する制度であるが，前提となる住み込みのできる職場が非常に減ってきている。核家族化が進んで，3世代同居家族さえ珍しくなっているのが昨今の社会状況であり，家族の時間を多少とも犠牲にしてまで少年を受け入れてくれる家庭は非常に少ない。

そこで，委員の皆さんには，お心当たりがあれば是非紹介をお願いしたい。また，委託先の開拓について，よいアイデアがあれば是非御提案を頂きたい。

○補導委託の制度が社会状況の変化に合っていない面もあるとも考えるが，この制度が発足したのはいつのことか。

●少年法が施行された昭和24年である。もっとも，似た制度は戦前にも存在した。

○補導委託先には，食費などの経費の支給がなされるのか。

●事務費および事業費という名前で国から支給されている。地域によって異なるが，

月額12万円程度である。

■受託者の好意によっては、国から支給されるものの半分程度の金額の報奨金が、補導委託の終了時に少年に渡される例もあると聞いている。

○職業指導を行うということからすると、自営業を営んでいない家庭には委託できないということになるのか。

●必ずしもそうではなく、例えば、中学生を補導委託に付する場合は、労働はさせられないので、自営業の家庭でなくても委託はできる。

●寝起きについては受託者宅で行い、職業指導は別の受託者の下で受けるということも可能であろうと考える。裁判所としても、「住み込み」でない場合もありうると思わなければならないと考える。

○補導委託のPRの場としては、何か考えは持っているのか。

●松山家裁では、先ほど説明した愛媛少年友の会や保護観察所などから情報をいただくことがほとんどである。他の家裁では、ライオンズクラブに説明に伺ったようなこともあるとのことである。

○他薦で紹介を受けるとしても、補導委託を受けるとすることは、いろいろな負担や責任を背負うということになると考える。PR先としては、商工会議所、商工会連合会、青年会議所など事業主の団体はいろいろとあるが、単に説明の場を借りてお願いするだけでは不十分である。補導委託についての説明を十分に行い、若い人たちは社会全体の財産であり、その人たちが更生するための大事な制度なのだという理解を十分にしてもらった上で、組織的推薦を各団体からしていただいてはどうか。そうすることによって、責任をもった推薦がいただけるし、また、少年を預かれるほどの余力を有する人かどうかの選別もしてもらえると考える。

○ある学会で、補導委託を受託している夫婦の話を聞いて、いたく感動したことがある。いろいろな苦勞をされ、修羅場をくぐってこられた経験をお持ちの方で、一人前の子どもを育てたい、という熱意がこちらにも伝わってきた。補導委託についてのパンフレットを読ませてもらったが、これだけでは頭の中を過ぎ去ってしまう

ので、実際の受託者が体験談を話す機会を設けたりして、補導委託を受けると受託者にもこれだけのメリットがあるのだ、ということを広めていく必要があるのではないか。

●受託者にこんなメリットがあります、と大きく宣伝できないことがないので、困っている。

■デメリットということになると、少年や受託者が被害者又は加害者となるような事故が発生したときの補償制度が確立されておらず、個別に保険で対応するしかない状態である。この点は、現場の我々が声をあげないといけないと考えている。

○補導委託は昭和24年に発足した制度ということであり、その当時と現在とでは家庭の状況などはかなり変遷を遂げている。一口で言えば、不況や核家族化により家庭が力を失っている、という状況であり、この中で少年を預かるのは大変だろうと考える。今後、この補導委託の制度内容が変わることはあるのか、それとも、現行のままで運用がされていくのか。

●先ほど、次席家庭裁判所調査官が説明したのは、いわゆる従来型のものであり、言ってみれば、父母がいる家庭に預けるという形態である。このままの形で補導委託の制度を維持できるかどうか、いわゆる「マイ・ホーム」的な受託先を求めるのは確かに限界なのかもしれない、と感じている。家裁によっては、グループホームを受託先として登録しているところもあるし、宗教法人なども、部屋がたくさんあって、信者以外の者がいても構わない、というところであれば、登録してもよいのではないかと個人的には考えている。

○仏教だけでなく、キリスト教も含めて、日本においては宗教自体が衰退している現状がある。それを打破するためというわけではないが、教えや宗派に関係なく、将来ある少年を率先して引き受けるような状況になることが望ましい。

○子どもが率先して非行を行うわけではなく、子どもを取り巻く環境が影響していることは確かだ、受託先がないというのは、社会がこういう子どもをほったらかしにしているとも言える。自分たちには関係のない、非行をしてしまった少年だけの

問題と捉えると、なぜ少年を引き受ける家庭がなくてはならないのか、ということになってしまうのであろう。最近では、障害者を従業員として受け入れる企業も増えてきている。それと同様に、社会や、また企業団体には考えてもらいたいと思う。

(5) 裁判所を利用した人へのアンケートについて

●アンケート案は、A4判1枚に収まるものとした。あまり多くの枚数では回答者の意欲をそそらず、また負担もかけてしまうと考えたからである。また、設問もできるだけ分かりやすいものとした。

現在のところ、このアンケートは、家事相談の来庁者や調停の当事者の待合室など庁舎内の数カ所に設置し、回収箱は、玄関ロビーなど、庁舎内の3カ所に設置する予定で、できるだけ3月中には運用を開始したいと考えている。

○設問中で使用している用語についての解説があれば、よいのではないか。

○いろいろと家裁で経験した後で書いてもらうことになるのだから、この程度の用語であれば、分かるのではないかと思う。

○書く時間をいかに確保するか、という問題があると思う。

○このアンケートは、松山家裁に来た人の全員が回答するのか。

■全員ではない。書きたい人に書いてもらう運用としたい。

○設問に対する回答の選択が「よかった」「ふつう」「悪かった」というように3段階となっているが、「ややよかった」や「非常に悪かった」を入れて5段階にしてみてもどうか。

○裁判所に来る人は楽しそうに来るわけではないので、ときには暗い思いも抱えていると思う。そういうときに「よかった」と感じたことはあっても、「非常によかった」とは思わないのではないか。アンケート案のとおりで実施して推移を観察し、必要があれば改良を加えればよいのではないか。

ただ、各設問のウ回答（「悪かった」に類別される回答）の場合にはその理由を記載するようになっているが、別にそれにこだわらず、自由に理由を書けるようにした方がよいのではないか。

○最後の設問は、少し方向性が違うと感じる。すなわち、「自分の考えや意見を言うことができましたか」ではなく「自分の考えや意見を十分に聞いてくれましたか」とする方がよいと考える。それに対応する回答の選択肢としては、「十分聞いてもらえた」「ほとんど聞いてくれなかった」「全然聞いてくれなかった」の三つが考えられる。

○「聞いてくれましたか」という設問は、その尺度を設定することに回答者は困難を感じるだろう。調停の当事者にとっては、自分の思いを発言できることが重要なのであるから、案のとおり「言うことができましたか」という設問の方がよいと考える。

○どちらの意見にも惹かれるところがある。実際の回答者を想像してみると、やはり、調停のときに何か言い残した人、結果が物足りない人、何か文句がある人がたくさん書くのではないかと考える。「いろいろ言うことができたし、聞いてももらえた」とするのはどうか。

○「いろいろ言うことができた」という満足感と「私の言うことをきいてもらえた」という満足感が異なるものかどうかという点は、前者は主観的にみた場合のことで、後者は客観的に言い換えただけにすぎないという見方も可能ではある。しかし、例えば、私が家事審判官として関与した調停において、当事者が筋道が違うようなことを言い出したような場合に、その発言をさえぎらさせてもらうこともあるが、当事者が特に不満には思っていないような場合もあり、はっきりした区分けができるのかどうか、よく分からない。

○アンケートの運用期間は、どのくらいとするつもりか。あまりダラダラやっても仕方がないと思う。また、調停が終わった段階で当事者にアンケートを書いてほしいと声掛けをしないと、回答を記載してくれる人は少ないと思う。

●期間は、短くとも半年は実施したいと考える。3か月程度では回答があまり集まらないのではないか。

■いろいろと御意見をいただき感謝する。御意見を参考にしながら、このアンケート

ト案を基にしてアンケートの運用を開始し，次回の家庭裁判所委員会で結果を整理して報告したい。

(6) 次回家庭裁判所委員会のテーマについて

ア 日本司法支援センターと家庭裁判所との関わり

イ 裁判所を利用した人へのアンケートの実施状況等

(7) 次回家庭裁判所委員会の開催日時

平成18年7月12日（水）午後1時30分